

地平線

全日本港湾労働組合
関西地方建設支部機関誌

2018年6月1日 347号

全日本港湾労働組合関西地方建設支部

〒552-002

大阪府大阪市港区築港 1-12-27

電話 06-6572-2105 / FAX 06-6574-5648

kensetsu @ crux.ocn.ne.jp

18春闘、第49回釜ヶ崎メーデーの力を発展させ、 18夏一時金闘争みんなでがんばっていこう！

18春闘は太平ビルサービス分会の職場・生産点からの闘いをはじめ、各分会とも創意工夫をして皆の力を結集して闘いました。

5. 1釜ヶ崎メーデー

5/1（火）には第49回釜ヶ崎メーデーを早朝7時半にもかかわらず、支部・地域から例年同様多くの仲間が結集してくれました。関西地本からは大野委員長が駆けつけてくれて力強い挨拶をしてくれました。地域からは西成分会に結集する労働者が集り、日本人民委員会や医療連の代表から連帯の挨拶がありました。太鼓「カワンモラウ」の仲間は元気のでる演奏をしてくれました。その後、通天閣までデモをし、北浜ではゼネコン団体・大阪建設業協会（大建協）と会長・奥村組に労働条件改善の要求を提出しました。また、大阪市には行政改善要求を出しました。

5. 3憲法記念日 憲法改悪反対！

5/3（木）憲法記念日には、扇町公園に2万人以上の労働者市民が、憲法改悪反対！ 9条を守れ！と集り、梅田までデモをしました。



2018 釜ヶ崎メーデー

6/7 夏季一時金要求提出

6/7（木）に夏一時金の要求を提出します。要求は、各分会で違いますが、昨年内容を下回らない額を要求して下さい。支給日は、例年同様7/10（火）です。春闘に引き続き、「職場・分会要求」として職場での要求を議論・点検して出して下さい。太平ビルサービス分会では6/4に執行委員会で論議し決定します。各分会とも担当執行委員とも事前に相談しながら要求を決めていって下さい。

一時金をともに闘っていきましょう！

経済では、日銀が2%の物価目標を取り下げ
(第4面につづく)

高プロ残業代ゼロ法案に反対しましょう！

現在開かれている国会では「働き方改革法案」が審議されており、いわゆる対決法案として注目が集まっています。安倍政権は「働き方改革は一億総活躍社会実現に向け・・・働く人の立場・視点で取組」と言っています。

【働き方改革法案に反対】

政府提案は「同一労働同一賃金」「賃金の上昇」「世の中から非正規という言葉をなくす」等と労働組合の主張と見紛う耳障りの良い言葉でこの法案を宣伝しています。

しかし全港湾は「働き方改革法案」に反対しています。

【どこに問題があるのか】

当初法案には「裁量労働制の拡大」が盛り込まれていました。これには残業代ゼロ法案、過労死法案であるとして強い批判がありました。裁量労働制とは一定の労働をする労働者に限りあらかじめ労使で決めた時間働いたものと「みなす」制度です。つまり「定額残業代制度＝定額働かせ放題制度」と言って差しつえありません。この裁量労働制拡大が政府提案から外されました。この提案に使われた政府の調査が全くデタラメだとばれてしまったからです。また裁量労働制適用拡大を進めるために東京労働局が野村証券に特別指導を行ったと宣伝しましたが、実は違法な裁量労働制を適用された野村証券の労働者が過労死に追い込まれ、労働災害認定が行われたという違法な実態が明らかにされるという二重三重にも欺瞞に満ちた提案だったのです。

【さらに危険な高プロ＝時間規制撤廃制度】

裁量労働制の拡大以外も「働き方改革」は羊頭狗肉、そのスローガンとは裏腹に全く会社側に立った「働かせ方」改革であり、中でもこの「高度プロフェッショナル制度（以下高プロ）」

は1日8時間労働などの労働時間を規制する労働基準を根こそぎ無くしてしまおうとする大改悪提案です。これを通してはなりません。

【高プロ制度とはなにか】

政府は高プロを「働く時間ではなく成果に応じて賃金を支払う」とか「脱時間給・成果型賃金」と称し、あたかも労働者の選択で新たな労働スタイルを採用でき「頑張れば稼げる」制度を作る、とでも言わんばかりの宣伝をしています。しかし実際に提案された法案には「脱時間給」も「成果型賃金」も有りません。成果型賃金などは既に実施されており（しかも富士通のように失敗している）高プロには関係のないしるものです。

では高プロとは何か？

「労働基準法41条の改悪」です。労働基準法の書き換え、が法案の中味なのです。41条とは労働時間、休憩、休日に関する労働基準法の除外規定（適用しない）です。

つまり高プロは、労働時間の規制を適用しない労働者枠の拡大、に尽きるのです。

【時間規制が撤廃される】

皆さんの労働は、一週間40時間、1日8時間、休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない、と労働基準法で定められています。8時間を超えた労働は例外であり割増賃金の対象になります。休憩、休日を与えないと違法になります。41条は労働時間、休憩、休日の適用除外つまり例外規定です。現在は「管理監督職」と「監視又断続労働」がそれにあたります。太平ビルを例に取れば「管理監督職」は本部長、「監視断続労働」は警備員の一部です。41条の対象になれば法律上は1日8時間を超えても割増賃金を払われなくなり、休憩時間は与えられなくなり、休日はなくなります。

今でもこの制度は「名ばかり管理職」などと言って制度が悪用され、管理権限もない沢山の労働者が管理職だからといって残業代も休日出勤代も払ってもらえません。太平ビルその他支店では「主任」も管理職と称して残業代は有りません。

今回、この二つ以外に、一挙に一般労働者にこの時間規制の例外を拡大しようとするものです。1日24時間働かせるのも、休憩を与えないのも、休日を週一回与えないのも全て合法となります。

【高プロは一部の労働者か】

政府は、高プロは年収1075万円以上で高度な専門業務についている人、つまりごく一部にしか対象とならないと説明しています。しかし法案には「厚生労働省令で定める額以上であること」とあり、どこにも1075万円などという数字は出てきません。また対象業務はこれまた「厚生労働省令で定める業務」とあります。つまり法律の本則には何の定めもなく政府の決める省令でその対象労働者の範囲は何とでもなるようになっているのです。

ここで「派遣法」の成立当初を思い出してください。派遣法も当初は専門的な13業務に限る、としてスタートしました。職安法の例外として派遣許可業種が決められていたのが、今や派遣禁止業務を指定することになり、派遣禁止は港湾労働や建設労働、警備業などごく一部になるのに時間はかかりませんでした。高プロも派遣法と同じ手法が使われます。

そもそも高プロは名前をかえて、手を変え品を変えて経営者が執拗に狙ってきた制度です。2005年には高プロは「ホワイトカラーエグゼンプション」と呼ばれていましたが、当時経団連は対象労働者を年収400万円と決めました。高プロの対象労働者の拡大を経営者は必ず要求してきます。

【労働者の同意は防波堤になるか】

法律には高プロを適用するには労働者の同意が必要だから問題ない、と政府は説明しています。果たしてそうでしょうか。会社の要請を労働者はきっぱりと断る権利を確立しているでしょ

うか。とてもそうとは思えません。皆同意しているぞ、あいつもあいつも。お前だけまだや、と言われて断れる人がいるのでしょうか。自立した労働組合のないところでは抗うことは到底不可能でしょう。

ついでに言えば高プロは使用者の業務命令（始業時間、就業時間、残業命令など）に労働者は一切拒否できません。みなさんの中には「裁量労働制」と混同して、高プロも始業、就業時間などに労働者の自主的決定権が与えられるかのように勘違いしていませんか。高プロはそのような規定は一切なく、労働時間に自主的裁量権はありません。

我が支部組合員は現業職種を中心としており、時間規制を外すことに十分抵抗できると考えますが、例えば太平ビルの若年従業員はどうでしょうか。まさに彼らのような労働者が狙い撃ちにされる制度であり、将来を担う労働者を徹底的に疲弊させる試みと言わなければなりません。

【高プロは前代未聞の労働法改悪だ】

国会質疑では以下のような驚くべき答弁が続出しています。

野党 「(高プロで) 残業に相当する時間が月200時間を超えたら違法か」

政府 「直ちに違法とは言えない」

野党 「(高プロで) 過労死した場合、長時間労働を指導できるか」

政府 「労働時間の上限規制がないので指導できない」

つまり高プロは労働基準法に定められた時間規制を一切外してしまう法案であり、長時間労働による過労死があったとしても、長時間労働を規制しないので指導もできない、という恐ろしい法案なのです。

労働基準法で労働時間を規制している現在でも、長時間労働が蔓延し過労死までも発生している実態で、労働時間規制を外してしまえばその結果は火を見るより明らかです。

高プロが「究極の残業代ゼロ法案」「過労死法案」という所以です。

反対の声を上げましょう。

ました。金融緩和のジャブジャブでも労働者市民にとって暮らしは良くなり、アベノミクスの声も聞かなくなりました。貿易もアメリカ中心に「保護主義」の流れが起こっています。アメリカが鉄鋼・アルミに 25%、10%の関税をかけると言ったのに続き、今度は自動車や部品にも現在の 2.5%を 25%に引き上げると言いはじめました。

日本を取り巻く情勢は、6/12(火)に朝米首脳会談がシンガポールで開かれようとしており、北東アジアは深部から構造的に変わってきています。

朝鮮半島の非核化と朝鮮戦争の終戦と平和条約の締結が、紆余曲折はあろうが実現していく進化の流れにあります。唯一、この流れにブレーキをかけ退行しているのが安倍政治です。加計、森友問題に表れているように、ウソと私欲で固めた安倍政治は、国家権力を盾に逃げ延びようとしています。大きな政治不信とともに野党共闘を軸とした大衆的追求がおこってきています。

このような、情勢の中、夏一時金闘争を各経営と闘っていきます。職場の団結を基礎に分会・支部一体となって一時金を勝ち取り、職場の労働条件を改善していきましょう。



これからのスケジュール

- 6/4(月) 15:00 太平ビルサービス分会執行委員会
- 18:30 建設支部執行委員会
- 6/7(木) 夏季一時金要求提出
- 6/15(金) 13:30 地本労職対合宿(～6/16)
- 6/18(月) 13:30 地本執行委員会
- 6/19(火) 18:00 安全センター総会(エルおおさか南館 72)
- 6/23(土) 18:30 差別排外主義を利用し労働組合潰しを行なう
資本権力の弾圧に抗する総決起集会(中ノ島中央公会堂)
- 6/29(金) 夏一時金スト権投票集約
- 8/29(水) 全港湾関西地本定期大会(～30)
- 9/12(火) 全港湾定期全国大会(～13)
- (休)